

栗東市屋外広告物等に関する条例の あらまし

■■■屋外広告物を設置するには手続きが必要です■■■

ポスター、立看板、広告塔などの屋外広告物は、まちの風景の一要素として、賑わいのある景観の形成や市民の利便性の向上などの役割を担っています。その一方で、屋外広告物が無秩序に氾濫すると、まちの景観が損なわれたり、交通事故の誘発や落下や破損等による事故など、公衆に危害を及ぼす可能性があります。

栗東市ではこうした事態を防ぐとともに、本市の地域特性や景観計画を踏まえた規制誘導を行い、景観形成と一元的に取り組んでいくため、市独自の条例として「栗東市屋外広告物等に関する条例」を制定しました（令和2年10月1日から施行）。

新条例の実効性を高め、より良い広告景観を形成するため、皆様のご理解とご協力をお願いします。



広告主及び広告業者の方へ

- ・ 屋外広告物を設置しようとする方は条例で規定している地域区分ごとに基準や手続き方法を守り、周囲の景観と調和するようにしてください。
- ・ 広告業者の方は広告主と連携し、条例で規定している基準等を守り、そのための適正な措置を講じてください。
- ・ 不要となった屋外広告物は速やかに除却してください。
- ・ 条例に違反している屋外広告物は、是正のため是正命令や除却命令が出されます。また、はり紙や立看板等の屋外広告物については、県や市町等が強制的に除却することがあります。

条例に違反する広告物を表示・掲出した方は、50万円以下の罰金刑等に処せられる場合があります。

- ※ 屋外広告物の設置業務を発注する場合は、滋賀県の登録業者から選定してください。
- ※ 滋賀県内で屋外広告業を営もうとする方は、知事の登録を受けなければなりません。登録した営業所には、法令の遵守・安全の確保・帳簿の記録等を担う業務主任者を置くことが義務付けられています。詳細は滋賀県都市計画課にお問い合わせください。

- ・ このパンフレットは、「栗東市屋外広告物等に関する条例」の概要をとりまとめたものです。詳しい内容につきましては、「栗東市屋外広告物等に関するガイドライン」をご覧ください。ホームページからもダウンロードできます。

屋外広告物の定義

● 屋外広告物等の定義

屋外広告物

文字、イラスト、写真及びシンボルマークなどを、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆（不特定多数）に対して表示されるもので、看板、立看板、広告旗、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの。なお、営利を目的とするものに限られません。

特定屋内広告物

建築物の窓その他の開口部（建築物の内部を見通すことができる壁面を含む。）に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側の面に直接描き、又は直接貼付して、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するもの。

建物の内側（屋内）から公衆に向けて表示又は設置している場合は、「屋外」に該当しないことから、屋外広告物の定義には該当しません。しかし、屋外から容易に望見できる「特定屋内広告物」については、屋外広告物と同様の目的・効果を持っていることから、規制区域の種別に応じ、届出が必要な広告物として取り扱います。

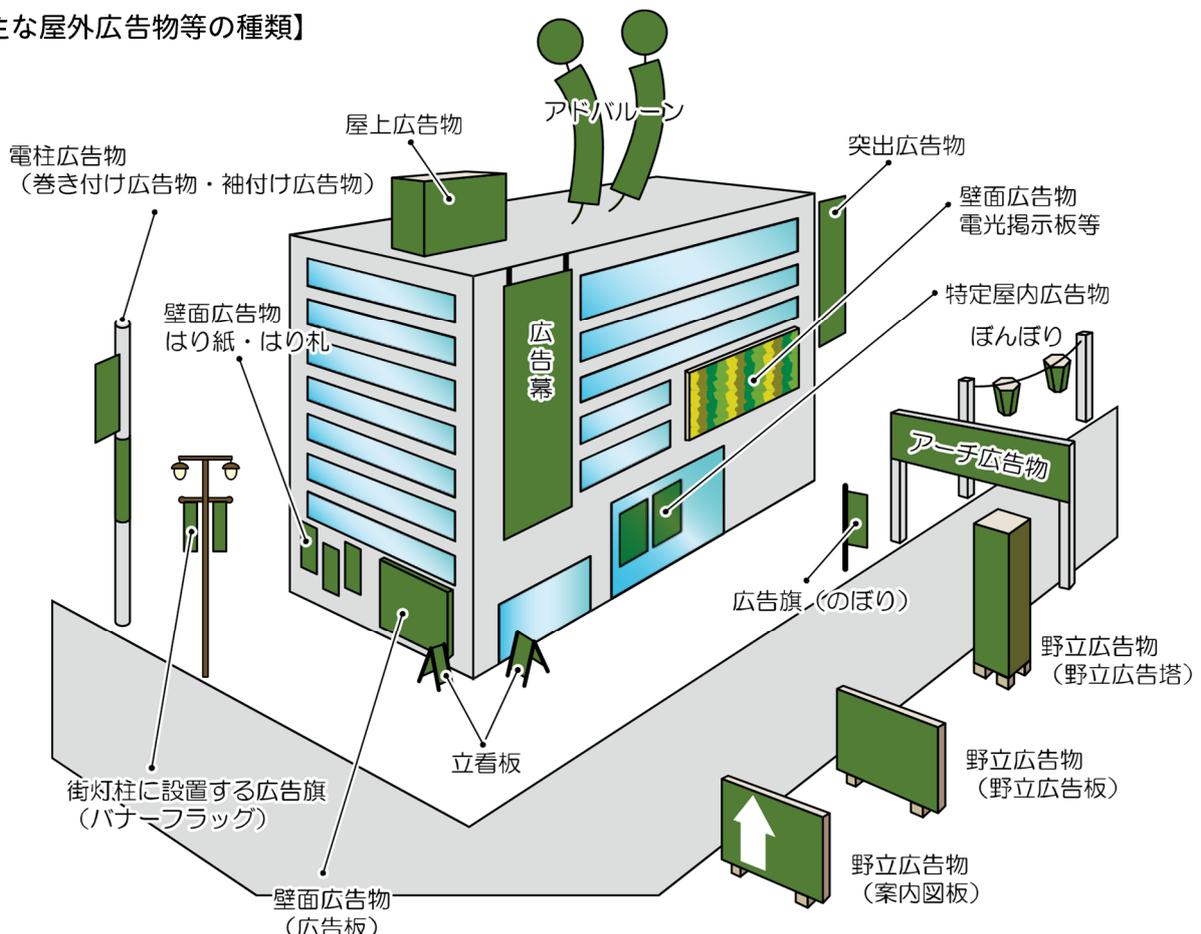
<特定屋内広告物にあたるものの例>

- 窓面及び窓枠等に定着して貼付したポスターやシール等で、開口部から屋外の公衆に向けて表示・設置したもの
- * 内側の面に直接貼付されているもののみ、対象となります。

規制の対象とならない広告物の例

街頭で配布されるチラシ／宣伝放送／建物内部の表示物（ショーウィンドウ内のディスプレイなど）

【主な屋外広告物の種類】



● 設置主体・用途及び目的による区分

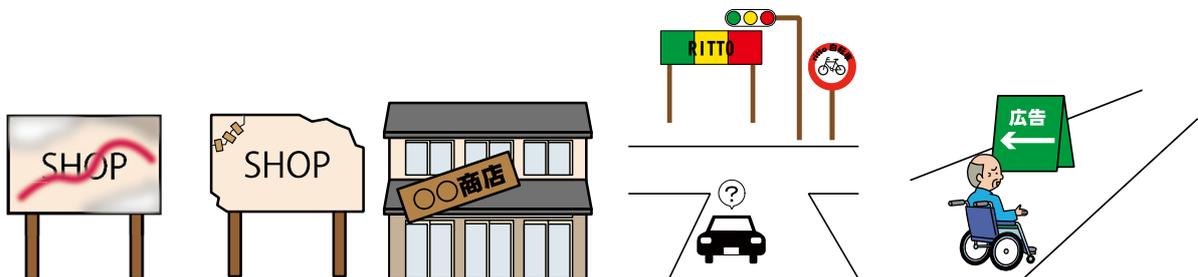
種類	定義・内容
自家用広告	自己の氏名・名称・店名若しくは商標・事業若しくは営業内容を、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する屋外広告物
管理用広告	自己の管理する土地や物件の管理上の必要に基づき設置する屋外広告物
非自家用広告物	自己用広告以外の広告物
道標・案内図板	地図や地名、路線名、矢印や方角、店舗までの距離などの案内内容*が、広告物表示面積の40%以上を占めている誘導目的の広告物

※ 案内内容：地図や地名、路線名、矢印や方角、店舗までの距離などをいいます。

● 禁止広告物 市内全域において表示・掲出できない広告物

次のような屋外広告物は、市内全域において掲出できません。

- ① 著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したもの
- ② 著しく破損し、又は老朽したもの
- ③ 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ④ 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- ⑤ 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの



<交通安全の観点からの補足説明>

信号や道路標識の周囲に屋外広告物を表示・掲出しようとする場合は、視野を遮らないように、規模や位置、色彩等に注意して、交通安全の妨げにならないようにする必要があります。道路については、車道だけでなく、歩道上にも交通安全の妨げになる広告物は掲出することは出来ません。また、見通しの確保に努めましょう。

● 禁止物件 広告物の表示・掲出が禁止されている物件

次のような物件には、市内全域において屋外広告物の掲出はできません。

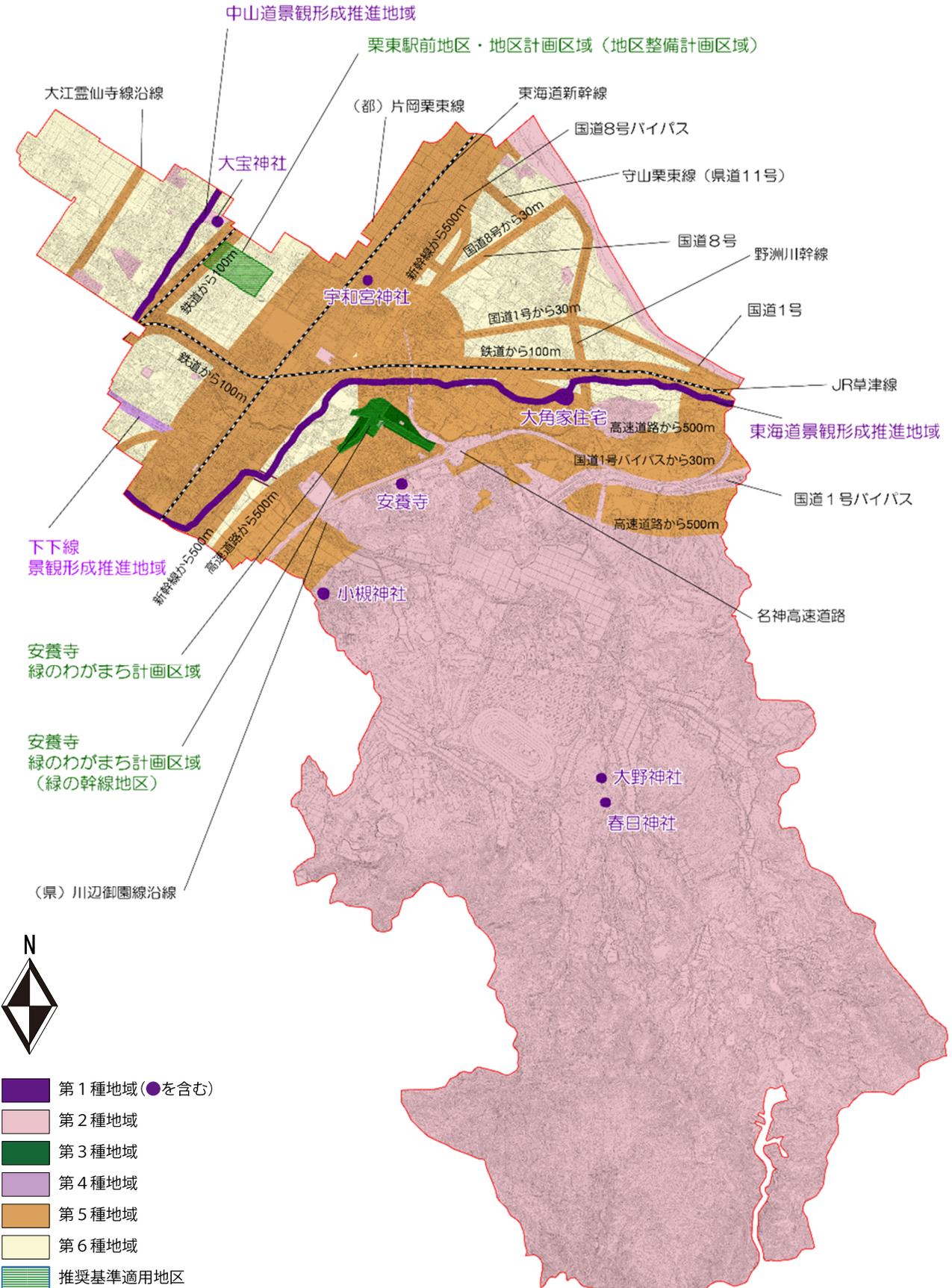
(法に基づき表示するものなど、掲出できる場合もあります。)

- | | | | | |
|--------|-----------|----------|---------|----------|
| ・橋りょう | ・交通安全施設 | ・記念碑 | ・電話ボックス | ・送電用鉄塔 |
| ・トンネル | (ガードレール等) | ・景観重要建造物 | ・公衆便所 | ・送受信塔 |
| ・高架構造物 | ・駒止めの類 | 及び景観重要 | ・消火栓 | ・照明塔 |
| ・道路の路面 | ・里程標の類 | 樹木 | ・防火水槽及び | ・ガスタンク |
| ・分離帯 | ・街路樹 | ・公共用の石垣 | その防護柵 | ・水道タンク |
| ・信号機 | ・路傍樹 | ・擁壁の類 | ・火災報知機 | ・その他タンク類 |
| ・道路標識 | ・彫像 | ・郵便ポスト | ・火の見やぐら | |

※ 電柱、街灯柱その他これらに類するものには、巻付け広告物や袖付け広告物は掲出可能ですが、はり紙、はり札、立看板、広告旗、その他これらに類するものを表示してはいけません。

栗東市における屋外広告物規制の概要

栗東市では、市域を以下の6つに区分し、それぞれ景観の特徴に配慮して、手続きの要件、基準を定めています。



地域の範囲について、詳しくは都市計画課に備え付けの図書でご確認ください。

● 地域区分一覧

区分	範囲
第1種地域	中山道景観形成推進地域／東海道景観形成推進地域／文化財 ^{※1} の周囲50m以内
第2種地域	国道1号バイパス沿道から30m以内／名神高速道路南側500m以上／名神高速道路／第1・2種低層住居専用地域・田園住居地域／市民農園・保安林・原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域・滋賀県自然環境保全地域・風致地区・都市計画公園・緑地
第3種地域	安養寺緑のわがまち計画区域
第4種地域	(都)下笠下砥山線景観形成推進地域
第5種地域	名神高速道路沿道から500m以内／東海道新幹線沿線から500m以内／鉄道沿線から100m以内／国道1号・国道8号沿道及び指定道路 ^{※2} の沿道から30m以内 (いずれも第1種～第4種地域の範囲を除く)
第6種地域	第1種～第5種地域以外の地域

* 上記の地域区分に上乘せされる推奨基準を設定した地区

推奨基準	栗東駅前地区地区計画区域の「地区整備計画区域」の範囲
適用地区	安養寺緑のわがまち計画区域の「緑の幹線地区」の範囲

※1 文化財：大宝神社・大角家住宅・大野神社・春日神社・小槻大社・安養寺・宇和宮神社

※2 指定道路：国道8号バイパス／県道 守山栗東線（県道11号）／片岡栗東線／野洲川幹線／川辺御園線／大江霊仙寺線

● 地域区分ごとの許可申請及び掲出等の可否

○：掲出可能（許可が必要）／×：掲出を禁止

種類	地域	屋外広告物	屋上 広告物	壁面広告物 突出広告物	野立 広告物	電光掲 示板等	特定屋内広告物（届出）
自家用 広告物	第1種地域	表示面積の合計1㎡ 以下は許可申請不要	×	○	○	×	1壁面当たりの表示面積の 合計1㎡以下は手続不要 ○
	第2種地域	表示面積の合計5㎡ 以下は許可申請不要	○	○	○	×	1壁面当たりの表示面積の 合計5㎡以下は手続不要 ○
	第3種地域	表示面積の合計10㎡ 以下は許可申請不要	○	○	○	○	1壁面当たりの表示面積の 合計5㎡以下は手続不要 ○
	第4種 第5種 第6種	表示面積の合計10㎡ 以下は許可申請不要	○	○	○	○	1壁面当たりの表示面積の 合計10㎡以下は手続不要 ○
非自家用 広告物	第1種地域	—	×	×	×	×	1壁面当たりの表示面積の 合計1㎡以下は手続不要 ○
	第2種地域	—	×	×	×	×	
	第3種地域	すべて許可が必要	○	○	×	×	
	第4種 第5種	すべて許可が必要	○	○	×	×	
	第6種地域	すべて許可が必要	○	○	○	×	
道標・ 案内図板	第1種地域	すべて許可が必要	×	×	○	×	1壁面当たりの表示面積の 合計1㎡以下は手続不要 ○
	第2種地域	すべて許可が必要	○	○	○	×	
	第3種地域	すべて許可が必要	○	○	○	×	
	第4種 第5種 第6種	すべて許可が必要	○	○	○	×	

● 許可の個別基準（抜粋）

（ 1 ）全ての地域に共通する基準（全ての地域・全ての広告物における共通基準）

- ① 都市及び自然美を損なわないように表示し、かつ、面積や高さ、形態・意匠、色彩等を周囲の景観に調和させること。
- ② 地色※¹には黒及び高彩度の色彩※²を使わないこと。
- ③ 表示面及び屋外広告物を掲出する物件に使用する色数を抑えること。
- ④ 素材は、汚れにくく耐久性のあるものとし、蛍光色及び発光を伴う塗料又は材料を用いないこと。
- ⑤ 容易に破損・損壊しない構造とすること。
- ⑥ 照明を伴うものにおいては、昼夜を問わず、光量、照射範囲及び照明器具自体が周辺の景観又は風致を書しないこと。
- ⑦ 電光表示板その他の可変式照明（ネオン、LED ランプ、白熱電球、蛍光灯等による光源の運動並びに光の明滅及び照射方向の運動を伴う照明をいう。）を用いたもの（以下「電光表示板等」という。）においては、周辺景観に影響を及ぼさないよう明るさを適切に管理し、その表示及び点滅の速度は努めて緩やかなものとする。
- ⑧ 反射材等を用いる場合や、道路標識、信号機、交差点等の付近では、交通の安全性に十分配慮すること。
- ⑨ 適正な維持管理に努めること。

※ 1 地色とは、広告物の下地の色をいいます。全体からの割合に関係なく、原則として背景の部分をみなします。表示面のうち、文字・記号・図形・イラスト等を除く部分となります。背景に写真を用いる場合や、地模様を入れる場合については、ご相談ください。

※ 2 広告物の地色については、「色相・明度・彩度」の三属性により、色彩を表現する「マンセル表色系」を用いて、使用できる色彩の範囲を定めています。黒色については、マンセル表色系における明度 3 未満の色を目安とします。光沢のある黒色については、大面積で使用することを避けるようにしましょう。高彩度の色彩については、マンセル表色系における R、YR、Y 系の色相では彩度 12 以上、それ以外の色相では彩度 10 以上を目安とします。

（ 2 ）地域区分ごとの基準の概要（野立広告物の場合）

※ 別途建築物に付属する広告物等についても基準が定められています。
詳しくは「[栗東市屋外広告物等に関するガイドライン](#)」でご確認ください。

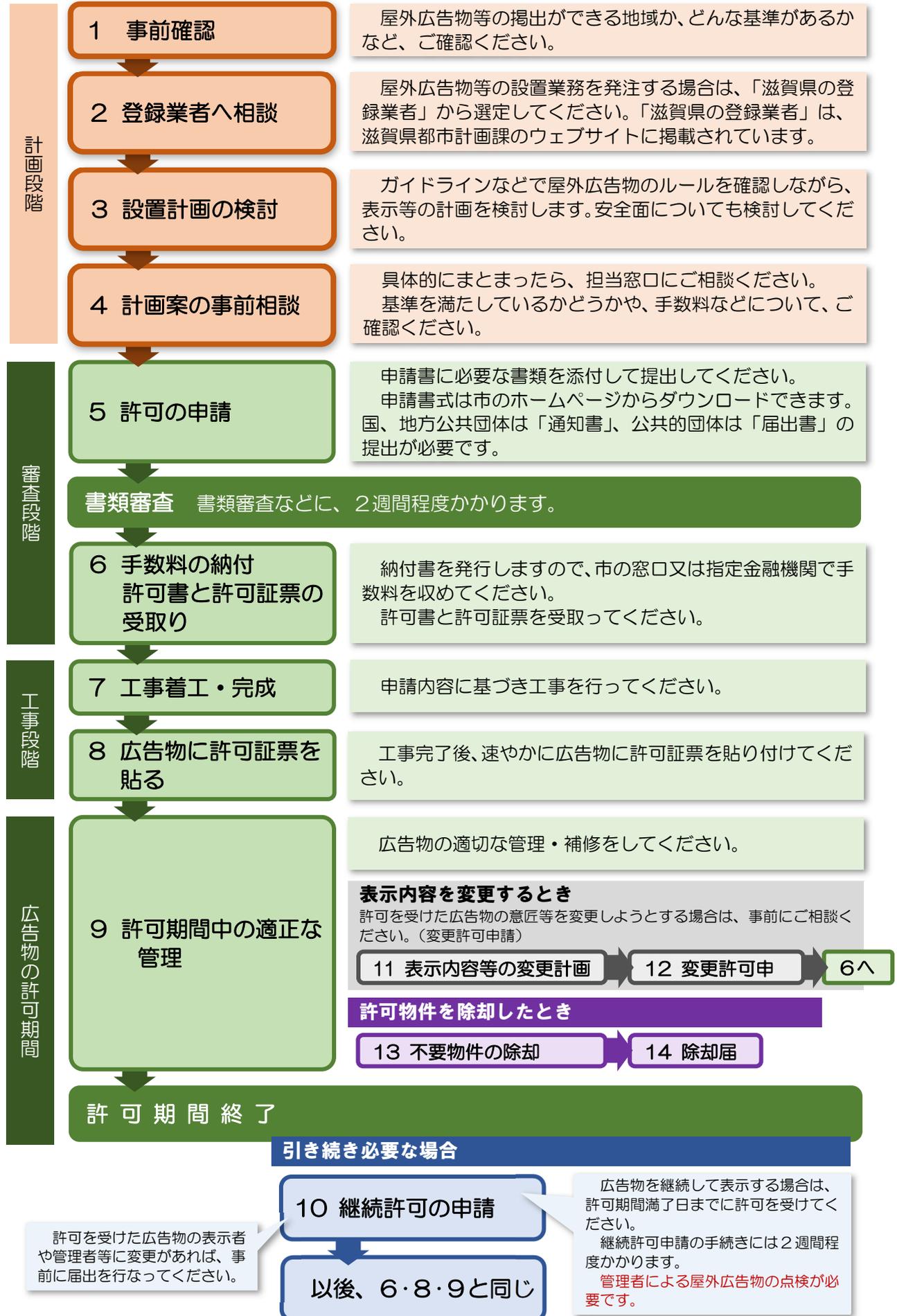
地域名		第 1 種地域	第 2 種地域	第 3 種地域	第 4 種地域	第 5 種地域	第 6 種地域	
総量規制		15 m ² 以下	15 m ² 以下	—				
自家用	高さ	地上から 4.5m 以下	地上から 10m 以下	地上から 10m 以下	地上から 20m 以下	住宅系用途地域内は、地上から 10m 以下 その他の用途地域内は、地上から 20m 以下		
非自家用	面積等	設置できません					20 m ² 以下	
	高さ						4.5m 以下 (脚の部分を含む)	
	個数等						同一広告主が複数掲出する場合は、同一地域※ ¹ に 2 個以内	
道標・案内図板※ ¹	面積等	3 m ² 以下			5 m ² 以下	20 m ² 以下		
	高さ	4.5m 以下 (脚の部分を含む)						
	集約化	複数の者が共同で表示し、又は設置する場合は、5 m ² 以下				10 人以上なら 30 m ² 以下		
	個数等	同一広告主が複数掲出する場合は、相互間距離を 500m 以上離す			同一広告主が複数掲出する場合は、同一地域※ ² に 2 個以内			
	その他	国道同士の交差点から 30m 区間は掲出不可						

※ 1 道標・案内図板：地図や道路名、矢印や距離などの案内内容が、広告表示面積の 40% 以上の広告物

※ 2 同一地域：半径 50m 以内の範囲

屋外広告物を設置する場合の申請手続きについて

広告物を表示する際には、次のような手続きが必要です。



手数料の見直しについて

許可期間が複数年にわたる場合の手数料を、許可年数を乗じた金額に見直しています。

<現行>

許可期間が3年間の場合は、
2年分の手数料



<新条例>

許可期間が3年間の場合は、
3年分の手数料

安全点検について

一定規模以上の広告物については、管理者の設置及び安全点検を義務付けられています。

長期間、風雨にさらされる屋外広告物は、外見だけではわからない劣化や腐食が発生している可能性があります。許可更新時に行う定期点検の際は、専門業者に依頼し、目視だけでなく、接合部や看板内部の詳細にわたる調査を行うようにしてください。

<安全点検の対象となる広告物>

- ・設置からおおむね10年以上が経過しているもの（経過年数が不明のものを含む）
- ・屋外広告物の上端が地上からの高さが4m、又は幅が4mを超えているもの

<「広告物等管理者」を置く必要のある広告物>

- ・屋外広告物の上端が地上からの高さが4m、又は幅が4mを超えているもの

日常的な点検について

屋外広告物は、定期的かつ適正な安全点検を実施することで、落下や破損による突発的な事故を防ぐことができます。

震度5強以上の地震や大型台風の後には専門業者に臨時点検の依頼をしましょう。

<所有者（広告主）の日常点検チェックシート（看板所有者等の日常点検項目）>

No.	セルフチェック項目	対象の広告物	チェック
01	支柱の根元からサビが出ていませんか	野立広告物	<input type="checkbox"/>
02	看板が傾いていませんか	野立広告物	<input type="checkbox"/>
03	ブラケット部よりサビが出ていませんか	突出看板	<input type="checkbox"/>
04	看板は壁から垂直についていますか	突出看板	<input type="checkbox"/>
05	アクリル板にひびが入っていませんか。	共通	<input type="checkbox"/>
06	アクリル板が外れそうではありませんか	共通	<input type="checkbox"/>
07	パネル（表示面）ががたついていませんか	野立広告物 壁面広告物	<input type="checkbox"/>
08	照明の不点灯などはありますか	共通	<input type="checkbox"/>
09	照明器具は傾いたり、外れかけていませんか	外照式広告物	<input type="checkbox"/>
10	看板部材が欠落していませんか	共通	<input type="checkbox"/>

* 営業日などには必ず安全パトロールを行い、問題を発見したら、まず立入を禁止する処置をし、見張りを置くことが重要です。次に専門業者に連絡しましょう。
また、人通りの多い場所では、警察への連絡もしておきましょう。